



(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列で 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 業務の種類欄においては、該当する文字に丸をつけること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取り扱いに係る特定品目販売業にあってはその旨を、業務上取扱者にあっては、令第 4 1 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあっては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第 8 条第 1 項の該当する号を記載すること。同項第 3 号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格したものであるか併記すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取り扱いにかかる特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。